

山梨県公報

号外第五十五号

平成二十三年

六月二十七日

月 曜 日

目 次

監査委員

監査の結果に基づく措置状況……………一

監査委員

山梨県監査委員告示第九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百九十九条第十二項の規定により、監査の結果に基づく措置状況について通知があったので、次のとおり公表する。

平成二十三年六月二十七日

| | |
|---------|----------|
| 山梨県監査委員 | 興 水 修 策 |
| 同 | 中 込 孝 元 |
| 同 | 木 村 幸 子 |
| 同 | 鈴木 高 貴 夫 |

1 定例監査

- (1) 監査実施所属、監査実施日及び監査の結果は、平成23年3月10日発行(山梨県公報号外第十九号)山梨県監査委員告示第三号のとおり
- (2) 監査の結果、指導事項・指導事項及び意見を付した所属が講じた措置の内容

○企画県民部政南地域県民センター

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成22年10月4日
委員監査 平成22年11月5日
- 2 監査対象期間 平成21年4月～平成22年7月
- 3 監査の結果 指導事項 1件 (支出1)
1) パソコンの貸借借契約において、支出負担行為同いの決裁前に業者から見積書を徴していた。

指導事項に対して講じた措置

1) 今後は、年度当初から使用する必要があるリース物品等については、「年度開始前の契約準備行為(執行何いによる見積書の徴取)」により処理していくとともに、この手続きを円滑に行うため、集中処理の対象となる各所属に対し、翌年度における新規契約等の予定について、文書による照会を行っていく。

○企画県民部総合理工学研究機構

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成22年11月 2日
委員監査 平成22年12月20日
- 2 監査対象期間 平成21年9月～平成22年8月
- 3 監査の結果 指導事項 2件 (支出1、契約1)
1) 国立大学法人山梨大学との共同研究委託料の支払いについて、支出負担行為同いの支出区分は、精算払となっていたが、前金払をしていた。
2) 印刷物の契約において、業者から提出された請書に日付のないものがあった。

指導事項に対して講じた措置

- 1) 支払方法の確認を徹底し、支出区分に齟齬を来さないよう財務に関する事務の適正な執行に努める。
- 2) 請書に記載されるべき事項の確認を徹底し、記載事項に漏れがないよう財務に関する事務の適正な執行に努める。

○企画県民部県民生活センター

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成22年12月 8日
委員監査 平成23年 1月27日
- 2 監査対象期間 平成21年10月～平成22年9月
- 3 監査の結果 指導事項 2件 (支出1、収入1)
1) 平成22年4月請求分の電話料について、公共料金前渡通帳への支出命令書の作成を行なわず、残高不足のため口座振替が不能となっていた。また、別途送付された納付書による支払も納期限を遅延していた。
2) 山梨県求職者総合支援センターのJA会館5階電気使用料負担金(平成22年5月分、7月分)の調定をしたが、担当課への振替依頼書の送付を忘れ、結果として2ヶ月分の電気使用料負担金が収入未済となっていた。

指導事項に対して講じた措置

- 1) 定例的に支払う電話料などの管理的経費については、支払い確認表を作成して支払い漏れを防止する。
- 2) 収入未済となっていた電気使用料負担金については、平成22年12月7日に収入済み。なお、今後は、毎月末に収入未済を確認し、収入の遅延を防止する。

○総務部総合県税事務所

| | | |
|--------------------------|------------------|------------------|
| 1 監査実施年月日 | 予備監査 平成22年10月29日 | 委員監査 平成22年11月25日 |
| 2 監査対象期間 | 平成21年4月～平成22年7月 | |
| 3 監査の結果 | | |
| 指導事項 1件 (収入1) | | |
| 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 | | |
| 過年度分 (平成22年10月末現在) | 平成21年度決算時 | 平成22年10月末現在 |

【間接税】

| | | |
|----------|--------------|--------------|
| 旧法による税 | | |
| 特別地方消費税 | 4,816,030 円 | 4,816,030 円 |
| 料理飲食等消費税 | 515,022 円 | 495,022 円 |
| 軽油引取税 | 2,318,911 円 | 2,222,153 円 |
| クルマ場利用税 | 91,024,431 円 | 91,024,431 円 |
| 軽油引取税 | 13,151,319 円 | 0 円 |
| 県たばこ税 | 20 円 | 0 円 |

【直接税】

| | | |
|--------|-----------------|-----------------|
| 個人県民税 | 2,495,179,056 円 | 2,207,083,638 円 |
| 法人県民税 | 45,670,962 円 | 33,231,146 円 |
| 個人事業税 | 118,902,865 円 | 92,564,068 円 |
| 法人事業税 | 84,366,487 円 | 65,790,882 円 |
| 不動産取得税 | 511,743,345 円 | 439,011,252 円 |
| 自動車税 | 663,541,535 円 | 444,914,949 円 |
| 鉱区税 | 68,000 円 | 68,000 円 |
| 合 計 | 4,031,297,983 円 | 3,381,221,571 円 |

指導事項に対して講じた措置

1) 毎年度策定している「税收確保対策」に基づき徴収率向上と滞納額縮減を目標に掲げ、厳正な滞納処分に職員一丸となって取り組んでいる。課税段階での対策としては、電話による課税内容の説明、コンビニ収納の促進、夜間納税相談の実施など、円滑な納税促進のための納税環境整備に努めている。未納者に対しては、督促状発付前に、電話等で早期納税を促すとともに、資金繰りや経営状況など情報を収集・活用して、早期の対応を図っている。

滞納者への対策としては、財産調査や差押え等に加え、タイヤロツクや捜索を強化するとともに、平成19年度から導入したインターネット公売を活用するなど、滞納整理の一層の強化・推進に努めている。特に21年度・22年度は、緊急雇用臨時職員を採用し、電話催告業務と財産調査等を拡充強化して、滞納額の縮減を図っているところである。また、個人県民税については、「山梨県地方税滞納整理推進機構」と連携を図り、市町村へのノウハウの提供や共同催告の実施など、協力体制の強化及び支援に努めている。

○総務部消防学校

| | | |
|--|-----------------|------------------|
| 1 監査実施年月日 | 予備監査 平成22年11月2日 | 委員監査 平成22年11月25日 |
| 2 監査対象期間 | 平成21年4月～平成22年8月 | |
| 3 監査の結果 | | |
| 指導事項 1件 (物品1) | | |
| 1) 印刷機のリース物品について、財務規則第168条に規定する占有物品受入調書が作成されていないかった。 | | |

指導事項に対して講じた措置

- 1) 当該案件に係る占有物品受入調書を作成した。

○福祉保健部中北保健福祉事務所

| | | |
|--------------------------|-----------------|-----------------|
| 1 監査実施年月日 | 予備監査 平成22年10月7日 | 委員監査 平成22年11月2日 |
| 2 監査対象期間 | 平成21年4月～平成22年7月 | |
| 3 監査の結果 | | |
| 指導事項 2件 (収入1、給与1) | | |
| 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 | | |

【一般会計】

| | | |
|---------------|----------------------------------|---------------------|
| ①児童措置費負担金 | 過年度分 先数 1件 35,000円 | |
| ②父子福祉資金貸付金償還金 | 過年度分 4,065,598円 平成22年度分 168,000円 | 合計 先数 4件 4,233,598円 |

【特別会計】

| | | |
|---------------|-------------------------------------|------------------------|
| ①母子福祉資金貸付金償還金 | 過年度分 78,921,066円 平成22年度分 2,638,765円 | 合計 先数 156件 81,559,831円 |
| ②寡婦福祉資金貸付金償還金 | 過年度分 12,509,923円 平成22年度分 96,199円 | 合計 先数 17件 12,606,122円 |
| ③母子福祉資金遺約金 | 過年度分 先数 9件 73,188円 | |

2) 扶養手当の認定(出生)について、事実の生じた日から15日を超えて扶養親族届が提出されたが、提出された月の初日に認定をしていたため、過払いとなっていた。

指導事項に対して講じた措置

1) 歳入についての収入未済については、定期的に夜間訪問を行い、就労状況等を確認しながら、償還を促している。

母子・寡婦・父子福祉資金の収入未済については、昨年度に引き続き、長期未償還者や滞納額が大きい者50名につき取組強化対象者としてリストアップし、重点的に指導を行っている。H22の強化対策としては、訪問164回(うち夜間訪問6回)、電話76回、手紙104回、来所3回の延べ347回滞納者と接触を図り、指導を行ったところである。

【一般会計】(括弧内は平成23年3月9日現在の件数・未収額の増減。以下同じ)

①児童措置費負担金 過年度分 先数 1件 (増減なし) 34,000円 (△1,000円)

②父子福祉資金貸付金償還金
 過年度分 4,065,598円 (増減なし)
 平成22年度分 168,000円 (増減なし)
 合計 先数 4件 (増減なし) 4,233,598円 (増減なし)
 [特別会計]

①母子福祉資金貸付金償還金
 過年度分 77,440,955円 (△1,480,111円)
 平成22年度分 2,574,468円 (△64,297円)
 合計 先数 154件 (△2件) 80,015,423円 (△1,544,408円)

②寡婦福祉資金貸付金償還金
 過年度分 12,243,385円 (△266,538円)
 平成22年度分 96,199円 (増減なし)
 合計 先数 17件 (増減なし) 12,339,584円 (△266,538円)

③母子福祉資金違約金
 過年度分 先数 9件 (増減なし) 73,188円 (増減なし)
 平成22年度分 先数 9件 (増減なし) 73,188円 (増減なし)

2) 扶養手当の認定について
 平成22年11月1日に修正を行い、過私分を戻入した。

○福祉保健部中北保健福祉事務所 (映北支所)

1 監査実施年月日 予備監査 平成22年10月1日
 委員監査 平成22年11月2日

2 監査対象期間 平成21年4月～平成22年7月

3 監査の結果

指導事項 1件 (収入1)
 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。
 養育医療費の自己負担分 平成19年度分 先数 1件 2,600円

指導事項に対して講じた措置

1) 回答日現在、当該未収入金はまだ納入されていない。
 これまで、納入の確認、電話による連絡、通知による督促など早期徴収のための対応を行ってきた。
 しかしながら、当該保護者は、養育医療受給児が県内医療機関入院中に愛知県へ転出しており、電話連絡してもすでに回線が使用されており、文書を送付しても反応がない状況である。
 (平成22年度の措置状況)
 ・平成22年 5月26日 文書による督促を行った。
 ・平成22年12月20日 文書による督促を行った。
 今後も引き続き文書による督促を続け、早期納入へ繋がるよう努めていく。

○福祉保健部映南保健福祉事務所

1 監査実施年月日 予備監査 平成22年10月8日
 委員監査 平成22年11月4日

2 監査対象期間 平成21年4月～平成22年7月

3 監査の結果

指導事項 1件 (収入1)

1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。
 [一般会計]

①養育医療費
 過年度分 先数 1件 7,800円
 ②父子福祉資金貸付金償還金
 過年度分 先数 1件 1,126,400円
 [特別会計]

①母子福祉資金貸付金償還金
 過年度分 11,644,962円 平成22年度分 369,490円 合計 先数25件 12,014,452円
 ②寡婦福祉資金貸付金償還金
 過年度分 1,533,500円 平成22年度分 85,650円 合計 先数 2件 1,619,150円

指導事項に対して講じた措置

養育医療費については電話や訪問等により、納入への働きかけを行っている。
 父子・母子・寡婦福祉資金の未納については、滞納者に訪問等を行い債権回収に努めている。
 生活困窮から債権回収不能となるケースが散見されるため、就労支援と併せて償還指導を行っている。
 所在不明な滞納者は、住民票等により所在の確認を行い、償還指導を行っている。
 今後も継続的に償還指導を行い、収入未済の解消を図る。

○福祉保健部映南保健福祉事務所

1 監査実施年月日 予備監査 平成22年10月12日
 委員監査 平成22年11月5日

2 監査対象期間 平成21年4月～平成22年7月

3 監査の結果

指導事項 1件 (収入1)
 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。
 [一般会計]

①父子福祉資金貸付金償還金
 過年度分 先数 1件 42,200円
 ②生活保護費返還金
 過年度分 25,492,510円 平成22年度分 70,652円 合計 先数 25件 25,563,162円
 [特別会計]

①母子福祉資金貸付金償還金
 過年度分 5,544,563円 平成22年度分 50,571円 合計 先数 11件 5,595,134円

指導事項に対して講じた措置

1) [一般会計]
 父子福祉資金貸付金の収入未済については、償還指導を続けた結果、次年度完済予定である。生活保護費返還金の収入未済については、町と連携して、一括返済が困難な者に対して訪問や文書により納付を促すとともに、分納による返済の履行を図っている。
 [特別会計]
 母子福祉資金貸付金の収入未済については、償還計画に基づき償還が困難となり分納している償還者に対して面談による償還指導を行った。また、納付が遅れた者に対しては、連帯借受人とも面談し、借受人と一緒に債務確認と分納額の見直しを行った。
 収入未済額 (平成23年2月末日現在)

[一般会計]
 ①父子福祉資金貸付金償還金 18,600円 (1件)
 ②生活保護費返還金 24,241,001円 (24件)

〔特別会計〕
①母子福祉資金貸付金償還金 5,071,483円(11件)

○福祉保健部富士・東部保健福祉事務所

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成22年10月13日
委員監査 平成22年11月11日
- 2 監査対象期間 平成21年4月～平成22年7月
- 3 監査の結果

指導事項 1件 (収入1)

- 1) 歳入について、次のおり収入未済があった。

〔一般会計〕

- ①父子福祉資金貸付金償還金
過年度分 先数 3件 834,900円
- ②生活保護費返還金
過年度分 先数 2件 127,994円

〔特別会計〕

- ①母子福祉資金貸付金償還金
過年度分 19,449,774円 平成22年度分 1,202,000円 合計 先数 46件 20,651,774円
- ②養育福祉資金貸付金償還金
過年度分 先数 7件 3,933,777円
- ③母子福祉資金連約金
過年度分 先数 4件 9,845円

指導事項に対して講じた措置

- 1) 母子福祉資金貸付金、養育福祉資金貸付金、父子福祉資金貸付金については、文書や訪問による償還指導、連帯保証人や連帯借受人への協力依頼等を行い、今後も収入未済金の回収に努め、債権管理の適正化を図る。

収入未済額(平成23年2月末現在)

- ・ 母子福祉資金貸付金 23,104,831円
- ・ 養育福祉資金貸付金 3,923,010円
- ・ 父子福祉資金貸付金 880,692円

生活保護費返還金についても、文書や訪問で督促し分割の納付を約束するも不履行な状態が続いている。今後も継続して未収金の回収に努める。

○福祉保健部女性相談所

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成22年12月3日
委員監査 平成23年2月1日
- 2 監査対象期間 平成21年4月～平成22年9月
- 3 監査の結果

指導事項 2件 (収入1、給与1)

- 1) 歳入について、次のおり収入未済があった。
- 2) 職員1人の宿直手当について、区分を業務当直として支給すべきところ、通常の宿直手当として支給していたため支給不足となっていた。

指導事項に対して講じた措置

- 1) 当該未収金は、平成19年度～平成20年度にかけて調定したものであり、県営住宅目的外使用にかかわる使用料である。調定は5件であるが、債務者は同一人である。

平成20年12月から分割納付を始め、平成21年5月からは月額1,000円での分割納付を実施しており、毎月月初に納付書を送付している。1,000円ずつではあるが、監査実施の後3回の納入があり、平成23年3月現在、未収金の残額は18,600円となっている。今後も当分の間、月額1,000円のペースで納付を予定しているが、債務者と可能な限り、月々の納付額を増やしていくことを話し合い、余裕のある月は2,000円の納付を依頼するよう指導があったので、平成22年1月分の宿直手当を業務当直へ修正し、不足額を支給することとした。今後は人事給与システムに入力の際、日程に余裕を持って処理できるようにするとともに、複数の目でチェックを行い、入力誤りを防止していく。

○福祉保健部中央児童相談所

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成22年12月9日
委員監査 平成23年1月27日
- 2 監査対象期間 平成21年10月～平成22年9月
- 3 監査の結果

指導事項 2件 (財産1、物品1(重点))

- 1) 継続使用許可を行っている貸付財産について、移動報告がされず、貸付簿が作成、更新されていないものがあった。
- 2) 物品の前年度発注があった。

指導事項に対して講じた措置

- 1) 指導された貸付財産については、管財課に訂正依頼書の提出により更新手続きを行った。
- 2) 今後は前年度発注とならないよう担当者に注意徹底した。指導の対象となった物品は、管理職名刺であり、4月1日に納品されるように発注してしまった。平成23年度の管理職名刺は発令内示直後に発注し、3月中に納品されるようにする。

○福祉保健部甲陽学園

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成22年12月7日
委員監査 平成23年1月27日
- 2 監査対象期間 平成21年10月～平成22年9月
- 3 監査の結果

指導事項 2件 (収入2)

- 1) 歳入について、次のおり収入未済があった。
- ①児童福祉施設設置費負担金 過年度分 先数 8件 420,444円
- ②入所措置している児童の保護者負担金が、認定事務の遅延により、平成22年7月以降調定されていないなかった。
- 2) 県外児童入所施設設置費について請求額に誤りがあった。県外入所児童に係る措置費は、委託者である名古屋市に請求することになっている。平成21年度に限り措置費の医療費として認められていたインフルエンザワクチン予防接種費用を請求していなかった。

指導事項に対して講じた措置

- 1) 収入未済について
- ①未納者は全て児童が措置解除(退園)となっている保護者であり、その多くが措置解除後、数年が経過している。そのため、従来から行っている戸別訪問や郵送等による納付依頼を継続し、納付への理解を求めるとともに、分割納付の活用や納付書の再発行等を行って、個別の事情に即した対応を行っている。